

○厚生労働省令第八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(指定薬物)	
		第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
	一〇十六 (略)	一〇十六 (略)	一〇十六 (略)
	十七 (略)	十七 (略)	十七 (略)
	十八 N—(一—アダマンチル) —— (四—フルオロブチル)	十八 N—(二—アダマンチル) —— 「(テトラヒドロ—二H —ピラン—四—イル) メチル」 — H—インダゾール—三—カ ルボキサミド及びその塩類	十八 N—(一—アダマンチル) —— (四—フルオロベンジル —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
	十九 —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類	十九 —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類	十九 —H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類
	二〇八十四 (略)	二〇八十四 (略)	二〇八十四 (略)
	八十五 (略)	八十五 (略)	八十五 (略)
	八十六 —(ピペリジン—一—イル) エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類	八十六 —(ピペリジン—一—イル) エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類	八十六 —(ピペリジン—一—イル) エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類
	八十七 (略)	八十七 (略)	八十七 (略)
	八十八 (百三) (略)	八十八 (百三) (略)	八十八 (百三) (略)
	百四 (略)	百四 (略)	百四 (略)
	百五 二一 (三—クロロフェニル) —三—メチルモルフオリン及 びその塩類	百五 二一 (三—クロロフェニル) —三—メチルモルフオリン及 びその塩類	百五 二一 (三—クロロフェニル) —三—メチルモルフオリン及 びその塩類
	百六 (新設)	百六 (新設)	百六 (新設)
	百二 一—(四—クロロフェニル) —N—メチルプロパン—二—ア ミン及びその塩類	百二 一—(四—クロロフェニル) —N—メチルプロパン—二—ア ミン及びその塩類	百二 一—(四—クロロフェニル) —N—メチルプロパン—二—ア ミン及びその塩類

百
七
三
百
三十

(略)

百
四
三
百
二
十
七

(略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。